

第3章 基本方針と施策の展開方向

- 基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり
- 基本方針2 一体性と連続性のある広域景観づくり
- 基本方針3 地域固有の多様な景観づくり
- 基本方針4 道民との協働によりめざす良好な景観づくり

良好な景観の形成とは、一人ひとりが自分達の住んでいる土地にどのような景観があるのか「気づき」、地域の人々が協働により「守り」、「育て」、そして景観を損なうものは修繕や除却して「整えて」いき、道民共有の財産を将来にわたって引き継いでいくことです。

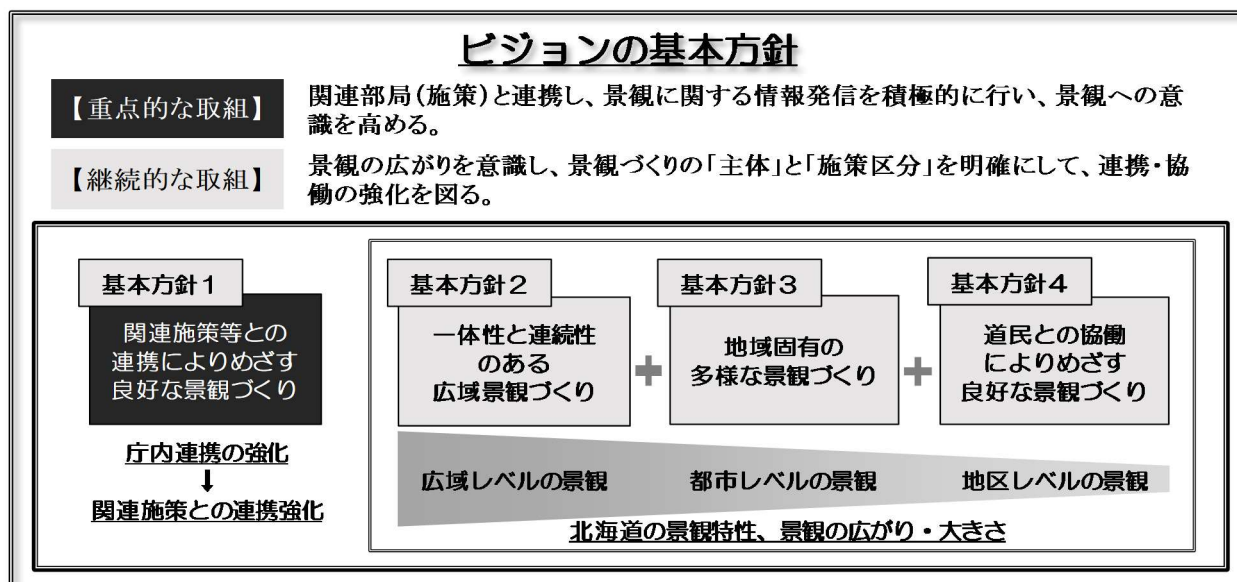
それには、行政、道民、事業者及び来訪者等がそれぞれの役割を果たしながら共に活動をしていく「景観づくり」を推進していかなければなりません。

そこで、次の**4つの基本方針**に改めて取り組んでいきます。

「**重点的な取組**」とした**基本方針 1** は、庁内の関係部局にて施策の連携を強化し、「景観」に関する情報発信を積極的に行い、市町村や道民等に支援・普及啓発を行うことにより、地域における景観への関心を高めます。

また、「**継続的な取組**」とした**基本方針 2、3 及び 4** については、基本方針 1 の効果を高めるため、「広域レベルの景観」・「都市レベルの景観」・「地区レベルの景観」の景観の範囲で分類した構成に施策を見直すことにより、各主体への施策区分を明確にし、「連携」・「協働」の強化を図ります。

なお、基本方針については、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて施策の展開方向を見直すこととします。



1 【重点的な取組】

基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり

北海道の景観は、雄大な自然環境、農林水産業と生活の営みがつくりだす風景、文化や歴史を感じる建築物や遺跡など多様な要素によって形成されています。

これらを日々の暮らしの中で見慣れている風景としてではなく、道民一人ひとりが、景観の価値に気づき、将来にわたって享受できるように守り、育て、整えることにより、良好な景観を形成することができます。

この景観への「気づき」を促すため、北海道では関連部局と連携を強化し、自然環境の保全、地域産業の振興、文化・歴史を感じる建造物で形成されるまちなみの風景の保全など幅広い分野の施策と景観が関わって情報発信し、北海道内における協働と連携を促進させていきます。

【施策の展開方向】

○関連施策等との連携による景観づくり

関連施策と景観との連携を強化するため、庁内の関係部局との連絡調整会議等により情報を共有し、景観に関する情報発信を積極的に行うことで、庁内外に向けて景観づくりの支援、普及啓発を積極的に行い、各主体との連携・協働の強化を図ります。

○観光振興につながる景観づくり

観光振興に係る施策と連携を図ることにより、国内外から訪れる人々に感動を与え続けることができる地域の特性を活かした景観づくりを促進し、観光地としての魅力を高めます。

○「食のブランド・北海道※」につながる景観づくり

新鮮で品質の高い本道の水産物は、厳しい北の海の自然と調和した漁村の景観とあいまって、地域ブランドを形成しています。

また、豊かな大地ときれいな水・空気に恵まれ、多様な生物が生息する農村・山村の景観は、住む人、訪れる人にうるおいとやすらぎを与えるとともに、安全でおいしい農畜産物が生産されている様子を消費者に伝えるものです。

農水産物等の価値をさらに高められるよう、地域で営む人々が自然と調和した漁村・農村・山村の景観に気づき、その営みを観光資源にするなど、消費者がより魅力的に感じる景観を創造することを促進します。

○景観資源の維持・保全・再生等

景観の主要な構成要素である景観資源について、道民共有の財産として維持、保全、再生されていくよう、取組を進めます。

景観への意識を高めるため、各種事業と連携を強化し、地域におけるまちづくりの取組や環境の保全に資するような、**景観に配慮した公共事業の展開**を進めます。

○北海道公共事業景観形成指針に沿って推進する良好な景観づくり

北海道が実施する公共施設の建設、その他の公共事業において、**景観づくりのための考え方や方向性に基つき事業を促進し、北海道ならではの景観を形成**していきます。

2 【継続的な取組】

基本方針2 一体性と連続性のある広域景観づくり

北海道は、地形や地質、気候、歴史、文化などの共通性から捉えた広域の景観について、様々な景観づくりの活動と連携し、広域景観形成推進地域※の指定などによる広域景観づくりを推進してきました。

これからも、**広域レベルの景観の特性に配慮し、一体性と連続性を保ちつつ、北海道の雄大な大地と人々の営みにふさわしい広域景観づくり**の取組を充実させていくため、地域の特性や取組の進捗状況に応じた支援を推進するとともに、大規模な開発や施設整備と景観が調和するように規制や誘導を行います。

【施策の展開方向】

○景観法※に基づく行為の届出制度の活用

景観法※等を活用した行為の制限や景観を阻害する要因への対応などを行います。

また、**周辺の景観と調和するよう、適正な規制・誘導を行う**ことにより、多くの人々を惹きつけ、地域で暮らし働く人々が誇りに思えるような、賑わいや落ち着きが感じられる景観を形成します。

○広域景観形成推進地域※の指定を促進

市町村が広域で景観づくりに取り組むにあたって、守るべき景観資源の発掘や評価、価値の共有を図り、広域で景観づくりに取り組むメリットなどの情報発信や、目標像の構築

に向けての意識啓発など、**広域景観づくりへの機運の醸成**を図ります。

また、北海道では、広域景観形成推進地域※の指定及び指定地域における指針の策定に向けて、**市町村が広域景観づくりを協働で行っていくための体制づくりを支援**します。

基本方針3 地域固有の多様な景観づくり

北海道は、広大な大地の中で、自然や歴史、文化を持ち、日々の営みや生業なりわいを映し出した自然景観や田園景観、都市景観など地域ごとの多様な景観を守り、育て、整えてきました。

また、地域の景観づくりにおいて、独自のルールを定めたり、地域の主体的な活動の充実が図られるなど、積極的に景観づくりに取り組む地域が、各地で増えてきています。

景観づくりに主体的に取り組む様々な人々が、**各地域の特性や取組の進捗状況にあわせて、協働の体制をつくり、地域の自然や歴史、文化が織りなす地域固有の多様な景観づくり**が行えるように支援します。

【施策の展開方向】

○多様な景観づくりの機運の醸成

地域の良好な景観資源※や景観づくりに関する意識の共有を図り、多くの人々が景観づくりに関心を持ち、参加できるよう促します。

○景観づくりのネットワークを形成

景観づくりに関する情報やアドバイスを必要に応じて受けることができ、経験や実績、アイデアが**他の地域の景観づくりにも役立てられるよう、ネットワークの形成**を図ります。

○多様な景観づくりの取組を支援

地域の住民が、その地域の景観に対して共通の認識をもち、十分な協議を経ながら景観づくりを進めることができるよう、**市町村や景観づくりに取り組む団体などと連携、協力し、地域のルールづくりを促進**します。

また、**市町村が景観行政団体※**となって独自の景観づくりの方針や景観計画を定め、主体的に景観づくりに取り組んでいけるよう支援します。

基本方針4 道民との協働によりめざす良好な景観づくり

景観づくりが世代を超えた息の長い取組として継続されるためには、道民一人ひとりの身近な景観づくりの積み重ねと、その活動を支える人づくりが大切です。

多くの人に**景観づくりや良好な景観の価値を知ってもらうための「気づき」を促す普及啓発や、地域の景観づくりを担う人材の育成、景観づくりの活動を広げ深めていくための情報共有や活動の連携などのネットワークづくりを進めます。**

【施策の展開方向】

○地域の身近な景観づくりの取組を支援

身近な暮らしの中の景観において、感動や安らぎを感じられるような体験の場を増やし、多くの人に**景観づくりの大切さや楽しさについて知ってもらう機会の充実**を図ります。

また、良好な景観への共通の価値観を持つことができるよう、**景観づくりの取組事例や活動内容の情報発信を促進**します。

○協働の体制づくり

景観づくりに関する情報を住民や行政、企業、公益法人をはじめとする各種団体、専門家などが共有し、**ともに知恵を出し合い、話し合いを重ねながら景観づくりを進めていく、協働の体制づくりを支援**します。

○景観づくりを担う人材の育成

道民の共有財産である良好な景観を将来にわたって引き継いでいくために、北海道の未来を担う子供たちが**景観づくりについて学ぶ機会の充実や、地域の活動の核となる人材の養成など、地域の人々が自ら景観づくりを行っていけるような環境づくりを進めます。**